

# 譲渡前講習会参加申込書（個人）

平成 年 月 日

群馬県動物愛護センター所長 あて

<b>【講習会参加申込者（飼育者）】</b>	
郵便番号	
住所	
氏名	（年齢 歳）
連絡先電話番号	
自宅：	
携帯：	

下記の1～16の譲渡要件を確認し、了承のうえ、譲渡前講習会の参加を申し込みます。

参加を希望する講習会の日を記入してください	講習会年月日 年 月 日
申込者以外の講習会参加者	氏名 年齢 間柄
家族構成	家族人数 _____ 人（そのうち、小学生以下のこども _____ 人）
譲渡希望動物	子犬・成犬、子猫・成猫、性別（オス・メス）

## 【確認事項】

譲渡事業の目的（生命尊重と地域での模範的な飼い主になって頂く）を達成するために、いくつかの譲渡要件を設けています。次の1～16の譲渡要件をセルフチェック（各項目に○を付ける）してから、譲渡前講習会をお申し込みください。

譲渡要件を満たさない、あるいは了承できない方は、譲渡を受けられません。また、申込み内容に虚偽が認められた場合も譲渡をお断りさせていただきます。

1	譲渡を受ける方は、県内在住で、年齢は20歳以上65歳以下であり、動物の飼育に支障がない健康状態である。なお、年齢が65歳を超えている、または一人暮らしの場合には、後見人を選定できる。 注：動物を譲渡できる年齢（原則20歳以上65歳以下）であっても、犬・猫の種類、年齢、飼育環境等を勘察した結果、後見人の選定をお願いすることや希望する動物を譲渡出来ないこともあります。また、譲渡希望者登録時に後見人の方の承諾書を提出していただきます。
2	譲渡された犬・猫は、営利・繁殖等の目的ではなく、家族の一員として飼育することができる。

3	家族全員が犬や猫を飼うことに賛成している。 犬や猫を飼うことにより健康を害するおそれ（動物アレルギー等）のある家族はいない。
4	犬や猫を飼うことができる住居環境である。 注：集合住宅や借家などにお住まいで、動物を飼ってはいけないという規則はありませんか。 集合住宅や借家の方は、譲渡希望者登録を申請する際に、管理規約や契約書などの写しを提出してください。
5	動物の日常の飼育管理は、主に大人が担当する。
6	当面、転居する予定はない。
7	狂犬病予防法、動物愛護管理法・同条例などの動物の飼育に関する法令やマナーを守り、周辺環境を侵害せず、また、逃走や危害発生の防止に努め、他人に迷惑をかけないように適正に飼育管理することができる。（糞の持ち帰り、放し飼いの禁止等） また、犬については、狂犬病予防法の登録と毎年の狂犬病予防注射を実施し、鑑札と注射済票を犬に着けておくこと。
8	犬や猫の基本的な生態・習性及び生理を理解し、愛情と責任をもって、終生大切に飼い続けることができる。
9	犬または猫に、不妊・去勢手術を譲渡後6ヶ月以内実施することができる。
10	猫については、完全室内飼育を厳守できる。（ベランダも不可）
11	名札、迷子札、マイクロチップ等による所有者明示を行うことができる。
12	人と動物の共通感染症に関し正しい知識を有し、十分な世話、しつけ、健康管理等を行うことができ、犬や猫が病気や怪我をしたときは、動物病院に連れて行くことができる。 また、それらのために必要な費用を負担することができる。
13	先住動物がいる場合は、譲渡された動物も適正に飼養できる環境である。 また、先住犬がいる場合は、犬の登録と狂犬病予防注射を実施している。
14	将来、不測の事態により飼育継続が困難となった場合には、自ら新しい飼い主をさがすなど、飼い主として責任ある対応ができる。
15	譲渡後に、家庭訪問や調査等に協力することができる。
16	譲渡後に、譲渡された動物の元の所有者が判明した時は、善意の対応ができる。
<p>上記の内容を確認し、了承しました。</p> <p>講習会参加申込者署名 _____</p>	

※受講当日から譲渡可能ですので、運搬用ケージ（犬・猫）、首輪（犬）、リード（犬）を必ずご用意してから譲渡前講習会にいらっしゃってください。ご準備のない方には当日譲渡はできません。

以下、動物愛護センター記入欄

平成 年 月 日 受講済	担当者印
--------------	------